

椎葉村第7次高齢者保健福祉計画 及び  
第6期介護保険事業計画 - 概要版 -



平成27年3月

椎葉村

## 計画策定の趣旨

わが国では、平成12年に介護保険制度がスタートし、保健・医療・福祉のサービスを利用者の選択で総合的に利用できる制度として定着しています。

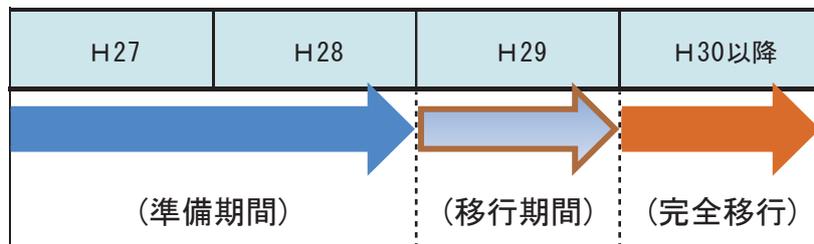
しかしながら、高齢者の増加に比例して介護給付費は増大し、計画期間ごとに報酬改定や制度見直しが行われています。また、近年では高齢者単独世帯の増加や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加に対応し、介護保険サービスの基盤整備や在宅医療と介護の連携の推進、認知症の早期発見・早期対応などが求められています。

椎葉村でも、平成29年4月から新しい介護保険事業に取り組みます。

増大する介護保険料を抑えながら、高齢者へのサービスを守るために、地域で支え合っていこうとするものです。「地域包括ケアシステム」と言います。医療・介護・予防・住まい・生活支援などの介護サービスがよりよく提供されることを目指し、本計画を策定いたしました。

村では、平成27年4月から2年をかけて具体的に準備をすすめていきます。

### ＜新しい事業への移行スケジュール＞



## 計画の基本理念

1

相互扶助「かて〜り」の精神に基づき、地域で高齢者を見守り、また、高齢者自身も互いに支え合いながら、高齢者が安心して暮らせる生活環境を構築する。

2

一般高齢者においては、生涯を通じて生きがいと満ち、心身ともに元気であることができるよう、生活機能低下の予防を重視したサービス提供体制を構築する。

3

要支援高齢者においては、要介護状態にならないよう、高齢者の心身の状態や環境等に応じて高齢者の選択に基づいた介護予防サービスを確立する。

4

高齢者が介護を要する状態になった場合においても、適切な保健医療サービスや福祉サービスを提供される体制を構築するとともに、可能な限りその居住において、その人らしい生活を送れるよう、高齢者の尊厳を支えるケアを確立する。

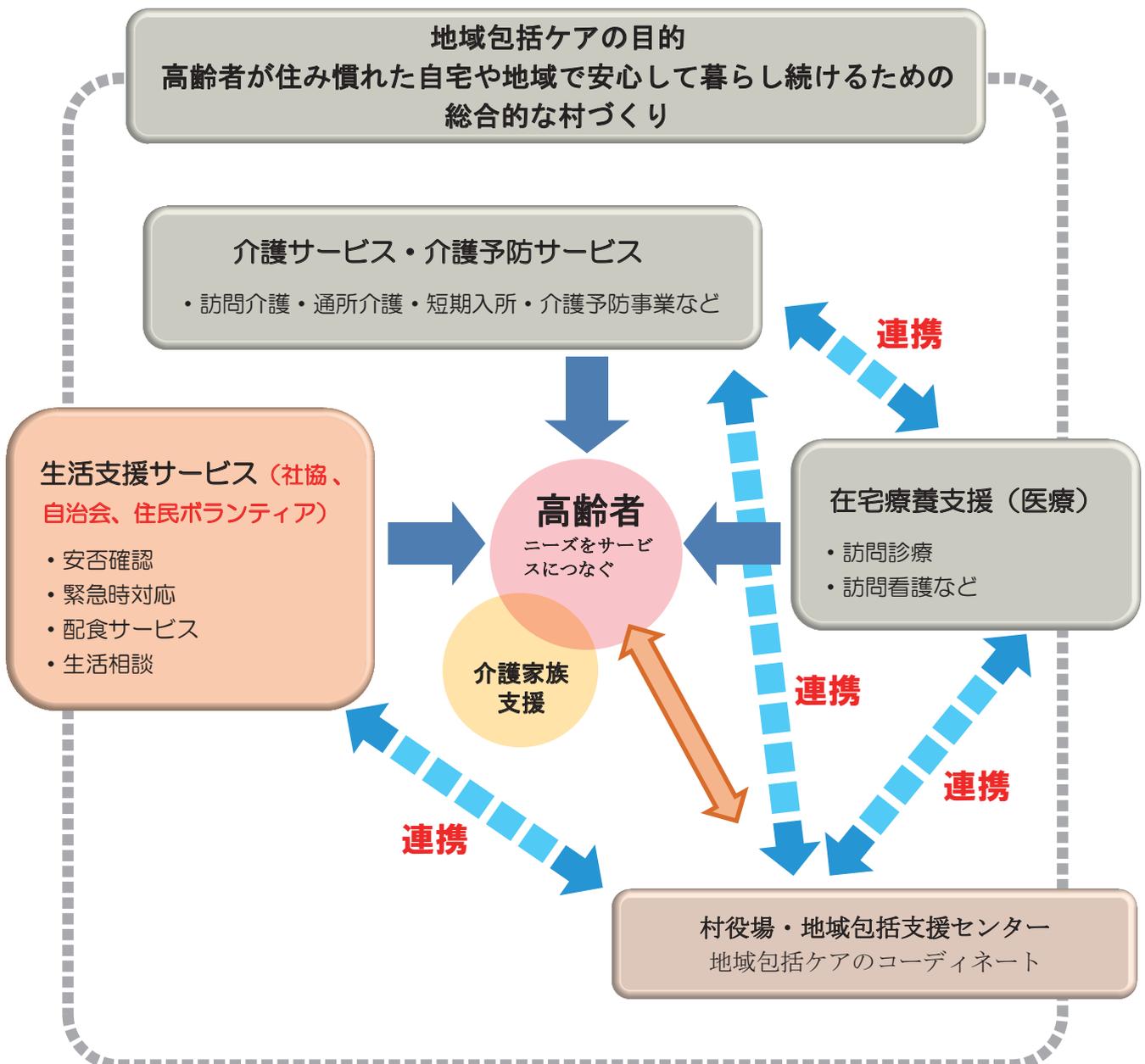
# 「地域包括ケア」とは

「地域包括ケア」は、高齢者が元気で自立している時も、介護が必要な状態になっても、それぞれの持てる力を活かしながら、安心して地域で住み続けられるためのむらづくりのことです。

「安全」、「安心」、「健康」、「認知症」、「虐待」、「地域での孤立」等の様々な問題に対応する高齢者へのサービスや支援を村民の皆様、医療・介護事業所、ボランティア団体、公的施設・設備、公的制度等の組合せによって提供されるように充実を図っていきます。

そしてそれらを役場や地域包括支援センターが、きめ細やかにコーディネートしていきます。

村では、この地域包括ケアの確立のためには、役場や医療・介護事業者だけでなく、住民の方々のご理解とご協力を必要としています。



# サービスの内容・費用について

## ◆居宅介護(介護予防)サービス等

● 介護予防訪問介護・訪問介護（ホームヘルプ）	
【サービス内容】	【費用のめやす】
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います。	<b>要支援1・2</b> 約 12,200 円～38,700 円程度(1 ヶ月) <b>要介護1～5</b> ● <b>身体介護</b> 約 1,700 円～5,840 円程度(20 分未満～1 時間以上) ● <b>生活援助</b> 約 1,900 円～2,350 円程度(20 分以上 45 分未満～45 分以上) ● <b>通院等乗降介助</b> 1,000 円/1 回 ※運賃は別途

● 介護予防訪問看護・訪問看護	
【サービス内容】	【費用のめやす】
主治医の指示に基づいて看護師などが自宅を訪問して、療養上の世話や手当をします。	● <b>病院または診療所から</b> 約 2,550 円～8,110 円程度(20 分未満～1 時間以上 1 時間 30 分未満) ● <b>指定訪問看護ステーションから</b> 約 3,160 円～11,380 円程度(20 分未満～1 時間以上 1 時間 30 分未満)

● 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導	
【サービス内容】	【費用のめやす】
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。	● <b>医師・歯科医師</b> 5,000 円/月 2 回まで ● <b>歯科衛生士等</b> 3,500 円/月 4 回まで ● <b>医療機関の薬剤師</b> 5,500 円/月 2 回まで ● <b>管理栄養士</b> 5,300 円/月 2 回まで ● <b>薬局の薬剤師</b> 5,000 円/月 4 回まで ● <b>保健師・薬剤師</b> 4,000 円/6 ヶ月の間に 2 回まで

● 介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）	
【サービス内容】	【費用のめやす】
ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います。	<b>要支援1・2</b> 約 20,990 円～42,050 円程度(1 ヶ月) <b>要介護1～5</b> 約 6,900 円～11,880 円程度(1 日)

● 介護予防通所リハビリテーション	
【サービス内容】	【費用のめやす】
老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行ないます。	<b>要支援1・2</b> 約 24,120 円～48,280 円程度(1 ヶ月) <b>要介護1～5</b> 約 6,710 円～12,710 円程度(1 日)

## ● 介護予防短期入所者生活介護・短期入所者生活介護（ショートステイ）

【サービス内容】	【費用のめやす】
施設などに短期間入所し、食事・入浴・排泄、その他日常生活の介護や機能訓練を行います。	<b>要支援1・2</b> 約 4,550 円～6,620 円程度(1 日) <b>要介護1～5</b> 約 6,090 円～9,930 円程度(1 日)

## ● 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

【サービス内容】	【費用のめやす】
自立を助けるための用具や、在宅生活での事故防止などの用具を貸与します。	月々の利用限度額内の範囲で、実際にかかった費用の1割(2割)を自己負担

## ● 特定介護予防福祉用具販売・福祉用具販売

【サービス内容】	【費用のめやす】
入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合に費用を支給します。	年間 10 万円まで (自己負担 1 割(2割)/毎年 4 月 1 日から 1 年間)

## ● 住宅改修

【サービス内容】	【費用のめやす】
手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に費用を支給します。	利用限度額/通算 20 万円まで(自己負担 1 割(2割)) ※転居や認定が3つ以上あると、再度 20 万円まで利用できます。

## ● 介護予防支援・居宅介護支援

【サービス内容】	【費用のめやす】
地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防サービスを安心して利用できるように支援します。 また、ケアマネジャーがケアプランを作成し、介護サービスを安心して利用できるように支援します。	全額保険料でまかないます。

## ◆施設介護サービス

	要介護 1～5
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護が必要で、自宅での介護が難しい人が入所し、食事・入浴・排泄などの介助、機能訓練、健康管理などを行います。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定しており、介護や看護に重点を置いたケアが必要な人が入所し、医学的な管理のもとでの介護、機能訓練、日常生活の介助などを行います。
介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療が終わって、長期の療養が必要な人が入所し、医療、療養上の管理、看護などを行います。

## 65歳以上の方の介護保険料について

平成27年度から所得段階を6段階から9段階に細分化し、きめ細やかな保険料設定を行ないました。また、消費税率が変わる平成29年度からは所得段階で第3段階までの方については、保険料が軽減される予定です。

所得段階	対象者の所得要件等	平成27年度～28年度		平成29年度	
		保険料率	年額保険料	保険料率	年額保険料
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給または 住民税世帯全員非課税・本人年金収入等80万円以下	0.50 (軽減後0.45)	24,800円 (22,300円)	0.50 (軽減後0.30)	24,800円 (14,900円)
第2段階	住民税世帯全員非課税・本人年金収入等80万円超120万円以下	0.75	37,300円	0.75 (軽減後0.50)	37,300円 (24,800円)
第3段階	住民税世帯全員非課税・本人年金収入等120万円超	0.75	37,300円	0.75 (軽減後0.70)	37,300円 (34,800円)
第4段階	住民税世帯課税/本人非課税・本人年金収入等80万円以下	0.90	44,800円	0.90	44,800円
第5段階	住民税世帯課税/本人非課税・本人年金収入等80万円超	1.00	49,700円	1.00	49,700円
第6段階	本人住民税課税・合計所得金額120万円未満	1.20	59,700円	1.20	59,700円
第7段階	本人住民税課税・合計所得金額120万円以上190万円未満	1.30	64,700円	1.30	64,700円
第8段階	本人住民税課税・合計所得金額190万円以上290万円未満	1.50	74,700円	1.50	74,700円
第9段階	本人住民税課税・合計所得金額290万円以上	1.70	84,600円	1.70	84,600円

※各年額保険料は、基準額から保険料率をもとに計算したのちに微調整しています。

### ◆介護サービスの利用者負担の限度額について

要介護度	利用限度額(1ヶ月)	自己負担(1割)	要介護度	利用限度額(1ヶ月)	自己負担(1割)
要支援1	4万9700円	4970円	要介護3	26万7500円	2万6750円
要支援2	10万4000円	1万400円	要介護4	30万6000円	3万600円
要介護1	16万5800円	1万6580円	要介護5	35万8300円	3万5830円
要介護2	19万4800円	1万9480円			

・平成27年8月から、一定以上所得のある方は、自己負担が2割となります。

例) 要支援1の人が、5万5000円分のサービスを利用した場合の、自己負担額は……

1割(4,970円) + 利用限度額(49,700円) を超えた分(55,000円 - 49,700円 = 5,300円) = 10,270円となります。

### ◆利用者負担が高額になった時は、限度額が変わります。

区分世帯の限度額		世帯の限度額	個人の限度額
生活保護受給者の方等		1万5000円	1万5000円
世帯全員が 市町村民税 非課税で	老齢福祉年金受給の方	2万4600円	1万5000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	2万4600円	1万5000円
	前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	2万4600円	2万4600円
市町村民税課税世帯の方		3万7200円	3万7200円

## 椎葉村の高齢者福祉サービスについて

	サービス内容
老人保護措置事業	身体上または環境上の理由及び経済的理由等により、居宅での生活が困難な高齢者について、養護老人ホームへ入所措置を行います。
介護用品購入助成事業	介護の認定を受けている人、障がい者などを対象に、オムツなど介護に必要な物品の購入を助成します。
ねたきり老人介護手当支給事業	住宅において寝たきりの高齢者等を長期間介護している介護者を対象に、介護手当(月額 1 万円)を支給します。
バス乗車料助成事業	宮崎交通が運行する村内区間のバス乗車料を助成します。また、椎葉村に住所を有する 70 歳以上の高齢者を村営バス乗車無料とします。
タクシー利用補助事業	運転免許を保持している者がいない世帯で、かつ公共交通機関が利用困難な高齢者・障がい者世帯に月 4 回の利用を限度とし助成します。
軽度生活支援事業	在宅での生活の継続と要介護状態への進行防止を目的に、軽易な日常生活上の援助を行います。
シーツ貸与事業	シーツを貸出し、清潔で快適な生活を送ることを支援します。
配食サービス事業	自宅に弁当を届けることで、バランスのとれた食事を確保し、あわせて定期的な安否確認を行います。
理美容サービス事業	居宅にて理美容サービスを提供します。
短期宿泊事業	介護者にかわって一時的に介護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活の支援を行います。
寝具洗濯サービス事業	寝具類の洗濯・消毒を助成し、快適かつ清潔な生活を支援します。
生活管理指導事業	ヘルパーが訪問し、日常生活の援助・指導を行うことで、高齢者の自立や要介護状態への進行防止を図ります。
高齢者住宅改造助成事業	住宅を高齢者の居住に適するように改造するために要する費用を助成します。
福祉生活支援事業	高齢者住宅改造に該当しない二次予防高齢者等に対し、居住する住宅を改修するために要する費用の一部を助成します。
移送サービス事業	一般の交通機関を利用することが困難な車いす利用の高齢者等に、サービス事業所や、医療機関までの送迎を福祉車両(リフト車)にて行います。
緊急通報体制等整備事業	緊急事態に迅速で適切な対応ができるよう、異常を知らせる機能が付いた電話を設置します。
生きがい活動支援通所事業	デイサービスセンターにおいて健康づくり、生きがいづくりとして、レクリエーション・食事・入浴等の提供を行います。
いきいきサロン事業	各地区の集会施設などでスポーツやレクリエーション、創作活動を実施し、高齢者の介護予防や交流を図ります。

# 高齢者福祉・介護に関するお問い合わせ

## 椎葉村役場 福祉保健課

		福祉グループ	ほけんグループ	健康づくりグループ		
問い合わせ内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の福祉に関すること</li> <li>障がい者に関すること</li> <li>児童福祉に関すること</li> <li>生活保護に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険に関すること</li> <li>介護予防及び福祉増進に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険に関すること</li> <li>特定健診、特定保健指導に関すること</li> <li>後期高齢者医療に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健の普及、及び向上に関すること</li> <li>感染症に関すること</li> <li>精神保健に関すること</li> <li>子育てに関すること</li> </ul>	
電話番号	村内無料電話	768-7512	768-7513	768-7510		
	上記以外	0982-68-7512	0982-68-7513	0982-68-7510		
窓口対応時間		午前 8:30～午後 5:15(年末年始・土日祝日は休み)				

## 椎葉村地域包括支援センター

電話番号	村内無料電話	768-7513
	上記以外	0982-68-7513
窓口対応時間		午前 8:30～午後 5:15(年末年始・土日祝日は休み)

## 椎葉村第7次高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画

### 概要版

発行年月：平成27年3月

発行：宮崎県 椎葉村

編集：椎葉村 福祉保健課

〒883-1601 宮崎県東臼杵郡椎葉村大字下福良1762番地1

電話:0982-68-7513 ファックス:0982-68-7511